

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中54の項を58の項とし、45の項から53の項までを4項ずつ繰り下げ、44の項を47の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>48 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定める場合を除く。）</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付に関する事務(2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認に関する事務(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定に関する事務(4) 法第3条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付に関する事務(6) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付に関する事務(7) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び知事への送付に関する事務(8) 法第17条第3項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務(9) 法第19条第5項の規定により返納される一般旅券の受理及び知事への送付に関する事務(10) 法第19条第6項の規定による返納された旅券の還付に関する事務(11) 施行規則第3条第1項の規定による申請者が出頭し	<p>各市町村（那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、中城村及び八重瀬町を除く。）</p>
---	---

ない場合の申請に係る申出の受理及び知事への送付に関する事務

- (12) 施行規則第3条第2項の規定による確認及び書類の提示又は提出に関する事務

第2条の表中43の項を46の項とし、42の項を45の項とし、41の項を44の項とし、同表40の項中(32)から(71)までを削り、(72)を(32)とし、(73)から(90)までを(33)から(50)までとし、(91)から(108)までを削り、(109)を(51)とし、(110)から(118)までを(52)から(60)までとし、「伊江村」を「伊江村北大東村」に改め、同項を同表42の項とし、同項の次に次のように加える。

- 43 土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（土地改良事業の施行に係る地域が2以上の市町村の区域にわたる場合を除く。）
- (1) 法第77条第2項に規定する土地改良区連合の設立の認可に関する事務
 - (2) 法第81条に規定する所属土地改良区の数の増減の認可に関する事務
 - (3) 法第84条の規定により土地改良区連合について準用する前項(1)から(2)まで及び(51)から(60)までに掲げる事務に係る規定に基づく事務
 - (4) 法第95条第1項に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体又は法第3条に規定する資格を有する者（以下この項において「農業協同組合等」という。）が土地改良事業を行う場合の認可に関する事務
 - (5) 法第95条第3項において準用する法第8条第1項の規定による認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
 - (6) 法第95条第3項において準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
 - (7) 法第95条第3項において準用する法第9条第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
 - (8) 法第95条第3項において準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
 - (9) 法第95条第3項において準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
 - (10) 法第95条第3項において準用する法第10条第1項の

南城市 宜野座村 伊江村

規定による事業の認可に関する事務

- (11) 法第95条第4項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (12) 法第95条の2第1項に規定する農業協同組合等が行う土地改良事業の計画の変更及び土地改良事業の廃止の認可に関する事務
- (13) 法第95条の2第3項において読み替えて準用する法第8条第1項の規定による認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (14) 法第95条の2第3項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (15) 法第95条の2第3項において準用する法第9条第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (16) 法第95条の2第3項において準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (17) 法第95条の2第3項において準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (18) 法第95条の2第3項において準用する法第10条第1項の規定による認可に関する事務
- (19) 法第95条の2第3項において準用する法第48条第10項の規定による手続の省略の認定に関する事務
- (20) 法第95条の2第3項において準用する法第48条第11項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (21) 法第96条において準用する法第52条第1項に規定する換地計画の認可に関する事務
- (22) 法第96条において準用する法第52条の2第1項の規定による換地計画の認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (23) 法第96条において準用する法第52条の2第3項の規定による意見の聴取に関する事務
- (24) 法第96条において準用する法第52条の2第4項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (25) 法第96条において準用する法第52条の3第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (26) 法第96条において準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (27) 法第96条において準用する法第52条の3第2項にお

- いて読み替えて準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (28) 法第96条において準用する法第53条の4第1項に規定する換地計画の変更の認可に関する事務
- (29) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第1項の規定による換地計画の変更の認可の申請の適否の決定及び通知に関する事務
- (30) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第3項の規定による意見の聴取に関する事務
- (31) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において準用する法第52条の2第4項において読み替えて準用する法第8条第6項の規定による適当の決定の公告及び縦覧に関する事務
- (32) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第1項の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (33) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第2項の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (34) 法第96条において読み替えて準用する法第53条の4第2項において読み替えて準用する法第52条の3第2項において読み替えて準用する法第9条第4項の規定による認可の申請の却下に関する事務
- (35) 法第96条において準用する法第54条第3項の規定による換地処分をした旨の届出の受理に関する事務
- (36) 法第96条において準用する法第54条第4項の規定による換地処分があった旨の公告に関する事務
- (37) 法第96条において準用する法第54条第5項の規定による管轄登記所への通知に関する事務
- (38) 法第96条において準用する法第57条の2第1項に規定する管理規程の認可に関する事務
- (39) 法第96条において準用する法第57条の2第3項に規定する管理規程の変更及び廃止の認可に関する事務
- (40) 法第96条において準用する法第57条の2第4項の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (41) 法第97条第5項の規定による請求の受理に関する事務

- (42) 法第97条第6項の規定による意見の聴取及び指示に関する事務
- (43) 法第98条第5項に規定する審査の申立ての受理に関する事務
- (44) 法第98条第6項の規定による審査の申立ての裁決に関する事務
- (45) 法第98条第8項に規定する農業委員会が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (46) 法第98条第9項の規定による意見の聴取に関する事務
- (47) 法第98条第10項の規定による交換分合計画の認可をした旨の公告に関する事務
- (48) 法第99条第1項の規定による土地改良区が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (49) 法第99条第4項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務
- (50) 法第99条第5項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画の申請の旨の公告及び縦覧に関する事務
- (51) 法第99条第6項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告をした旨の通知に関する事務
- (52) 法第99条第7項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出の受理に関する事務
- (53) 法第99条第8項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出の決定に関する事務
- (54) 法第99条第10項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関する事務
- (55) 法第99条第12項（法第100条第2項及び第100条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可をした旨の公告に関する事務
- (56) 法第100条第1項の規定による農業協同組合等が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (57) 法第100条の2第1項の規定による市町村が定めた交換分合計画の認可に関する事務
- (58) 法第109条の規定による農用地の形質の変更の許可に

関する事務

第2条の表中39の項を41の項とし、34の項から38の項までを2項ずつ繰り下げ、同表33の項中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)から(28)までを(5)から(27)までとし、同項を同表35の項とし、同表32の項を同表33の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>34 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下この項において「法」という。）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条の2第1項の規定による営業所の登録に関する事務</p> <p>(2) 法第12条の4の規定による営業所の登録の取消しに関する事務</p> <p>(3) 法第12条の5の規定による登録業者からの報告の徴収、立入検査及び質問に関する事務</p> <p>(4) 施行規則第32条の規定による登録証明書の交付に関する事務</p> <p>(5) 施行規則第33条第1項の規定による登録事項の変更又は事業の廃止の届出の受理に関する事務</p>	<p>那覇市</p>
---	------------

第2条の表中31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、同表28の項中「（今帰仁村及び嘉手納町を除く。）」を削り、同項を同表29の項とし、同表10の項から同表27の項までを1項ずつ繰り下げ、同表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から8の項までを1項ずつ繰り上げ、同表9の項中「宮古島市」を「宮古島市 伊平屋村」に改め、同項を同表8の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>9 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下この項において「法」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定請求の受理及び知事への送付に関する事務</p>	<p>各町村</p>
--	------------

- (2) 法第19条の規定による障害児福祉手当の受給資格の認定に係る通知書の交付に関する事務
- (3) 法第20条の規定による障害児福祉手当の支給停止に係る通知書の交付に関する事務
- (4) 法第21条の規定による障害児福祉手当の支給停止に係る通知書の交付に関する事務
- (5) 法第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定請求の受理及び知事への送付に関する事務
- (6) 法第26条の5において準用する法第19条の規定による特別障害者手当の受給資格の認定に係る通知書の交付に関する事務
- (7) 法第26条の5において準用する法第20条の規定による特別障害者手当の支給停止に係る通知書の交付に関する事務
- (8) 法第26条の5において準用する第21条の規定による特別障害者手当の支給停止に係る通知書の交付に関する事務
- (9) 省令第5条の規定による障害児福祉手当所得状況届の受理及び知事への送付に関する事務
- (10) 省令第7条の規定による障害児福祉手当の受給者の氏名変更の届書の受理及び知事への送付に関する事務
- (11) 省令第8条の規定による障害児福祉手当の受給者の住所変更の届書の受理及び知事への送付に関する事務
- (12) 省令第9条の規定による障害児福祉手当の受給資格喪失の届書の受理及び知事への送付に関する事務
- (13) 省令第10条の規定による障害児福祉手当の受給者の死亡の届書の受理及び知事への送付に関する事務
- (14) 省令第11条の規定による障害児福祉手当の受給資格が消滅した旨の通知書の交付に関する事務
- (15) 省令第16条において準用する省令第5条の規定による特別障害者手当所得状況届の受理及び知事への送付に関する事務
- (16) 省令第16条において準用する省令第7条の規定による特別障害者手当の受給者の氏名変更の届書の受理及び知事への送付に関する事務
- (17) 省令第16条において準用する省令第8条の規定による特別障害者手当の受給者の住所変更の届書の受理及び知事への送付に関する事務
- (18) 省令第16条において準用する省令第9条の規定によ

<p>る特別障害者手当の受給資格喪失の届書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(19) 省令第16条において準用する省令第10条の規定による特別障害者手当の受給者の死亡の届書の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(20) 省令第16条において準用する省令第11条の規定による特別障害者手当の受給資格が消滅した旨の通知書の交付に関する事務</p>	
<p>10 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第10条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請（破り、汚し、又は失った者からの申請に限る。）の受理及び知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 政令第10条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請（破り、汚し、又は失った者からの申請に限る。）に係る交付に関する事務</p>	<p>各市町村（那覇市を除く。）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表8の項から10の項までの左欄に掲げる事務、同表29の項左欄に掲げる事務、同表34の項左欄に掲げる事務及び同表42の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表8の項から10の項までの右欄に掲げる市町村の長、同表29の項右欄に掲げる市町村の長、同表34の項右欄に掲げる市町村の長又は同表42の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表8の項から10の項までの右欄に掲げる市町村の長、

同表29の項右欄に掲げる市町村の長、同表34の項右欄に掲げる市町村の長又は同表42の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法等に基づく知事の権限に属する事務の一部について市町村が処理することとするほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。